

# スクール・セクシャル・ハラスメントの未然防止について

小谷村立小谷中学校

「児童・生徒に対する「性的行為」の根絶」（平成31年3月29日付け長野県教育委員会）を受けて、本校における標記取組を以下のとおり見直します。

## 1 スクール・セクシャル・ハラスメントの未然防止基本姿勢

スクール・セクシャル・ハラスメントは、基本的人権に係わる重大な問題であり、被害者にとっては、決して消えることのない心の傷になるばかりではなく、加害者である教職員の資質が厳しく問われると同時に、教育公務員全体の信用を失墜させる行為であることを強く認識することが必要である。  
特に、教職員による生徒へのセクハラは、大人と子ども、指導する者と指導を受ける者という関係において、生徒にとって逃げ場のないものであるという認識を全教職員が持っていなければならない。

## 2 未然防止のポイント及び留意点 「しない、させない、見逃さない職場環境づくり」

- (1) 教職員は常に鋭い人権感覚をもち、生徒の人格を尊重する教職員のみが教壇に立てることの自覚をもつ。
- (2) 同僚を職場の大切なパートナーとの認識の下、互いの人格を尊重し合う環境づくりに努める。
- (3) 生徒・教職員が気軽に意思表示や相談できるセクハラ等の相談窓口の設置と利用を勧める。
- (4) 教職員自身が身近な言動を見直すとともに、同僚の言動を指摘し合える雰囲気や人間関係を醸成する。
- (5) セクハラ防止についての校内研修を学期当初に実施する。

## 3 小谷中学校共通ルール

- (1) 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放し、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は、校長等管理職に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 教室、相談教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
  - ・ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
  - ・部屋を1人の教職員が管理しないよう鍵を複数化して職員室等での保管をする。
- (3) 生徒や保護者と私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (4) 生徒の身体へは、安全確保など社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画をしない。
- (6) 原則、生徒を車で送迎することはない。
- (7) 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはない。
- (8) 宿泊を伴う学校行事での巡視は複数で行う。特に、女子生徒への巡視は同姓の教職員が担当する。
- (9) 教育実習生に対しても生徒・保護者のルールに準ずる。特に、校外での飲食や接見の機会は設けない。
- (10) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理や指導方法が不適切で、セクハラにつながるものが疑われるときは、躊躇なく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。

## 4 通報・相談窓口

### 【校外】生徒・保護者対象

- ① 学校生活相談センター  
電話番号:0120-0-78310「なやみいおう」(無料)24時間受付  
メールアドレス:gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp
- ② 子ども支援センター  
子ども専用ダイヤル:0800-800-8035(無料)  
大人用ダイヤル:026-225-9330  
〔月～土曜日 10:00～18:00(日曜日・祝日・年末年始は休み)〕  
メールアドレス:kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

### 【校外】教職員対象

- ① 教職員通報・相談窓口  
封書:〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」あて  
メールアドレス:kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp
- ② 子ども支援センター  
大人用ダイヤル:026-225-9330  
〔月～土曜日 10:00～18:00(日曜日・祝日・年末年始は休み)〕  
メールアドレス:kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

### 【校内】生徒・保護者・教職員対象

ハラスメント相談員 (窓口:養護教諭, 校長, 教頭, 事務職員)

令和3年11月17日 改正